

様式1－1

令和8年度 福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

受付期間	令和8年 1月28日(水)～令和8年 2月10日(火)〈必着〉
試験日	令和8年 2月13日(金)
採用予定日	令和8年 4月 1日(水)

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
TEL 0776-20-0350
FAX 0776-20-0643

1 募集概要

採用予定日	令和8年4月1日(水)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合あり)
職種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤務場所	福井県難病支援センター (福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院3階)
業務内容	難病就労相談員 (難病患者の就労に関する相談・支援、難病に関する情報提供・普及啓発、関係機関との連絡調整、報告書の作成など)
採用予定人員	1名

2 受験資格

次の(1)および(2)を満たすこととします。

(1)地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受け
ることがなくなるまでの者

(イ) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過し
ない者

(ウ) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した
政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、または
これに加入した者

(2)就労相談、就労支援の経験がある者

※社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有していればなお良い。

3 試験の方法

受験者の適性、能力等をみるために、個別面接を行います。

4 試験の日時および会場

(1) 試験日時 令和8年2月13日(金)

※時間は指定します

(2) 試験会場 福井県庁3階 保健予防課（福井市大手3丁目17-1）

5 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

6 受験手続

(1) 申込方法 「福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要事項を記入の上、提出（持参または郵送）してください。

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課疾病対策グループ
(福井県庁3階)

(3) 受付期間 令和8年1月28日(水)～令和8年2月10日(火)〈必着〉

※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土、日、祝日は除く。)

(4) 注意事項

- ・郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとし、2月10日(火)までに到着したものに限り受け付けます。
- ・受験票は発行しません。

7 勤務条件

【難病就労相談員】

(1) 勤務日 週29時間（週4日勤務）

※毎月、所属が指定する日となります。

（原則、土、日、祝日を除く平日）

※土、日、祝日にも勤務する場合があります。

※勤務日以外が休日となります。（1週間あたり2日以上）

(2) 勤務時間 原則、午前8時45分から午後5時00分まで

※休憩時間は正午から午後1時です。

※所定労働時間を超える労働はありません。

- (3) 報酬 月額148,000円～179,600円
※学歴・経験等を考慮の上、決定します。
- (4) 期末・勤勉手当 勤務期間等に応じて支給（最大年間4.65月分）
(ボーナス) (例) 報酬月額179,600円の場合 年間支給額54万円程度
※勤務期間等に応じて、実際の支給額は増減します。
- (5) 休暇
- ・年次有給休暇 年間10日
※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。
継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
 - ・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(有給)など
- (6) その他
- ・通勤費を別途支給します。
 - ・地方公務員共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
 - ・公務災害補償または労働者災害補償保険の適用があります。
 - ・地方公務員法上の服務規定等（秘密を守る義務、職務に専念する義務など）の適用があります。
 - ・報酬および期末・勤勉手当については、給与改定等により、額が変更となる場合があります。
 - ・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行
の口座が必要となります。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者（本人）	総合得点および総合順位	合否通知の到達日から1か月	福井県健康福祉部 健康医療局 保健予防課

○ 口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、請求者本人（代理人は不可）が、以下いずれかを持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、福井県健康福祉部健康医療局保健予防課へお越しください。ただし、土、日、祝日は受付しておりません。

- ① 運転免許証
 - ② 日本国旅券（パスポート）
 - ③ 各種健康保険の被保険者証
 - ④ 各種年金手帳等
 - ⑤ 個人番号カード